破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３２１３号
福岡県春日市小倉４―219―503、住民票上の住所福岡県大野城市仲畑４丁目31番30―204号
破産者　栗秋　良文
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６６号
宮城県東松島市矢本字四反走159番地、前住所宮城県東松島市赤井字七反谷地435番地７メゾン赤井103
破産者　藤井　利文
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第８号
宮城県石巻市蛇田字新前沼293番地
破産者　鈴木　　太
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
宮城県石巻市羽黒町２丁目８番２号
破産者　大沼　　浩
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２６５号
福岡県春日市昇町６丁目42番地ユアーズマンション21・311号
破産者　長田　昭子
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０９５号
福岡市中央区薬院４丁目１番27―1505号
破産者　母袋　智昭
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５号
神奈川県相模原市新戸2090番地６
破産者　曽我　　勝
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９３号
埼玉県さいたま市岩槻区東町１丁目９番１号ヒルトップＳ201、破産手続開始時の住所神奈川県相模原市下九沢1658番地３　グリムハイツ202
破産者　奥井　康之
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２４４３号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原466番地２―Ａ２、開始決定時の住所福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目14番３号
破産者　今田　良藏
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１号
仙台市若林区荒町77番地　ライオンズマンション荒町603
破産者　桜庭　一也
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９４９号
宮城県黒川郡大衡村大衡字塩浪３番地22
破産者　安藤　裕子
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
堺市西区浜寺石津町中４丁３番24号
破産者　竹林正利こと　**鄭**　　正利
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
広島県安芸郡海田町砂走15―９―７鳥井原荘１階11号室、開始決定時の住所広島市安芸区矢野東６丁目43番10―２号
破産者　インテリアアスカこと　久保　五郎
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９８号
岐阜県大垣市赤坂町3905番地３、住民票上の住所岐阜県大垣市築捨町１丁目111番地
破産者　浅野　哲生
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第５９０号
静岡県伊東市富戸671番地
破産者　石井　　登
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
京都府舞鶴市字森緑ヶ丘267番地28　グリーンヒル102号室、住民票上の住所京都府宮津市字吉原2567番地の１
破産者　安見　和也
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１５５号
長崎県長崎市戸町４丁目30番27号
破産者　塩**塚**　吉雄
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７２９号
熊本県熊本市沼山津４丁目３番32号
破産者　東　　福美
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部